

令和 7 年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運動実施期間 令和 7 年 12 月 5 日（金）～令和 7 年 12 月 14 日（日）

令和 8 年 1 月 8 日（木）～令和 8 年 1 月 17 日（土）

一斉街頭指導日 令和 7 年 12 月 5 日（金）・令和 8 年 1 月 8 日（木）

【重点目標】

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・妨害・暴走運転の根絶
- 3 自転車等の安全利用の促進
- 4 歩行者の保護

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に即した住民参加型の運動を行い、県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し実践されるように努めます。また、本運動終了後も、交通安全思想の普及啓発が地域に根ざした活動となるように努めます。

1 子どもと高齢者の交通事故防止

- (1) 子どもの交通事故防止
 - ・通学路、学校、公園周辺等での「思いやり運転」の励行
 - ・子どもが正しい交通ルール・マナーを身につけるための交通安全教育
- (2) 高齢者の交通事故防止
 - ・明るい服装及び反射材の着用
 - ・高齢者に対する「思いやり運転」の励行
 - ・横断歩道の利用等、安全な横断方法に関する広報啓発
 - ・加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育

2 飲酒・妨害・暴走運転の根絶

- ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や、ハンドルキーパー運動などの促進
- ・安全運転管理者・運行管理者等による運転者の酒気帯び有無の確認
- ・飲酒・妨害・暴走運転を許さない機運向上に関する広報啓発等

3 自転車等の安全利用の促進

- (1) 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ・「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育等
 - ・酒気帯び運転、ながらスマホの禁止に関する広報啓発
- (2) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - ・ヘルメット着用の必要性・効果の理解促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - ・自転車の点検整備と自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - ・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及びヘルメット着用を促す取組の推進

4 歩行者の保護

- (1) 運転者の歩行者等保護意識の向上
 - ・横断歩道等での「思いやり運転」の励行
 - ・横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の徹底
- (2) 正しい横断方法の徹底
 - ・「道路横断時の明確な意思表示」等、安全な道路横断方法に関する広報啓発活動
 - ・道路横断時に停止してくれたドライバーに歩行者から感謝の意を示す「あいさつ県民運動」の推進

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を行う。